

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	
I 資産の部							
1 流動資産							
現金預金							
小口現金	小口現金		運転資金として			230,471	
現金	現金		運転資金として			75,000	
当座預金	足利銀行栃木支店		運転資金として			42,760	
当座預金	足利銀行栃木支店		運転資金として			4,918,486	
普通預金	足利銀行栃木支店		運転資金として			1,930,320	
普通預金	足利銀行栃木支店		運転資金として			70,738,032	
	小計						77,935,069
事業未収金	栃木県国民健康保険団体連合会等		2月及び3月分介護報酬等			20,916,644	
	流動資産合計			0	0	98,851,713	
2 固定資産							
(1) 基本財産							
土地	栃木市梓町所在 宅地4筆等		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している			24,026,786	
建物	栃木市梓町455番地27(管理棟等)	1972年度	社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	231,474,400	216,795,389	14,679,011	
定期預金	足利銀行栃木支店		定款に記されている基本財産特定預金			110,408	
	基本財産合計			231,474,400	216,795,389	38,816,205	
(2) その他の固定資産							
建物	栃木市梓町455番地27(プレハブ[工作室]等)	1972年度	社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	38,939,056	34,602,062	4,336,994	
構築物	栃木市梓町455番地27(渡り廊下鉄骨運搬台等)		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	13,668,050	13,373,190	294,860	
車輛運搬具	トヨタ エスティマ等		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	8,560,686	8,560,682	4	
器具及び備品	サイドボード等		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	55,595,227	52,753,851	2,841,376	
建設仮勘定	設計コンサルティング業務委託費等		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	21,294,000	0	21,294,000	
権利	栃木市尻内町鳥居跡255番地 水源地		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している	80,000	0	80,000	
退職給付引当資産	(一財)栃木県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団		職員の退職金積立資産			16,848,112	
人件費積立資産	足利銀行栃木支店		将来発生が見込まれる人件費に対処する積立資産			28,068,412	
修繕費積立資産	足利銀行栃木支店		将来発生が見込まれる修繕費に対処する積立資産			38,070,150	
備品等購入積立資産	足利銀行栃木支店		将来発生が見込まれる備品購入費に対処する積立資産			18,068,978	
建設積立金	足利銀行栃木支店等		老朽化した施設の建替のための積立資産			232,302,861	
その他の固定資産	所有車両2台のサイクル預託金		社会福祉事業である「あずさの里」に使用している			22,150	
	その他の固定資産合計			138,137,019	109,289,785	362,227,897	
	固定資産合計			369,611,419	326,085,174	401,044,102	
	資産合計			369,611,419	326,085,174	499,895,815	
II 負債の部							
1 流動負債							
事業未払金	3月分パート職員賃金等					7,815,669	
預り金	栃木税務署					24,570	
職員預り金	栃木労働基準監督署等					1,169,709	
賞与引当金	6月支給賞与の当年度属属分					9,083,500	
	流動負債合計			0	0	18,093,448	
2 固定負債							
退職給付引当金	将来発生が見込まれる職員の退職金					16,848,112	
	固定負債合計			0	0	16,848,112	
	負債合計			0	0	34,941,560	
	差引純資産			369,611,419	326,085,174	464,954,255	

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産（有形固定資産に限る）については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。
- また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車輛運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。